



お得な「前納」制度をご利用ください 国民年金保険料が改定されます

令和3年度（令和3年4月～令和4年3月分）の国民年金保険料は月額**1万6610円**です。お得な「前納」制度をご紹介します。



保険料が割引される「前納」制度

前納用の納付書を使って保険料をまとめて前払いすると、割引が適用されます。左表のように、前納期間が長いほどお得になります！

納付書（現金）による国民年金保険料納付額・割引額早見表

	1か月分	6か月分	1年分	2年分
毎月納付した場合	1万6,610円	9万9,660円	19万9,320円	39万8,400円
前納した場合		9万8,850円	19万5,780円	38万3,810円
割引額		810円	3,540円	1万4,590円

- 令和4年度国民年金保険料は月額1万6,590円です。
- 6か月前納は、前期（4～9月分）と後期（10月～令和4年3月分）です。
- 年度途中で国民年金第1号被保険者となった場合、申出により任意の月から当年度末または翌年度末までの保険料を前納することができます。

前納方法

6か月前納及び1年前納は、4月上旬に日本年金機構から送付される「国民年金保険料納付案内書」の中の前納用納付書をご利用ください。

2年前納は、事前に申込みが必要です。前納の申込みや納付方法については、富士年金事務所にお問い合わせください。

※通常の納付書でまとめて前払いしても割引されません。必ず前納用の納付書をご利用ください。

※納付書による前納は、4月30日（金）（6か月前納の後期は11月1日（月））までに保険料を納付する必要があります。

※1枚の納付書の金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは支払うことができません。金融機関の窓口をご利用ください。

日本年金機構のウェブサイトはこちら



問合せ

富士年金事務所 ☎(61)1900
 国民年金課国民年金担当 ☎(55)2755 ㊟(51)2521

セカンドライフの顔

第32回

問合せ

市民協働課

☎55-2701

音楽イベントで、地域の活性化と生きがいづくり

「セカンドライフ」は主に、定年退職後や子育て後など第2の人生を意味します。このコーナーでは、セカンドライフを楽しんでいる還暦世代の人を紹介します。今回紹介するのは、**岩田恵子さん**（富士見台4）。音楽イベントの企画で活躍するほか、自らもバンドのメンバー（キーボードなど担当）として出演しています。

長年、子ども向けのピアノ講師として、音楽に親しんできました。5年ほど前に、カラオケ喫茶店をオープンさせてライブ演奏を企画し、多くの音楽ファンや音楽関係者に来ていただきました。このライブがきっかけで、地元にいる様々なジャンルの音楽家と知り合うことができました。こうした音楽家の皆さんのご協力をいただいて、イベント企画に携わるようになりました。その一つが岳南音楽祭です。この音楽祭は、平成30年から岳南電車沿線で年1回開催しているイベントです。昨年11月には、新型「コロナウイルス」の感染防止に努めながら開催しました。4か所のメイン会場と2か所のサテライト会場で、50人ほどの音楽家が演奏し、約500人の音楽ファンが来てくれました。自分の手がけた音楽イベントが、自分が生まれ育った吉原地区の活性化につながり、それが生きがいになっています。



自宅で愛用のピアノを弾く岩田さん

セカンドライフについて詳しくはセカンドライフ相談室へ
 事務局／一社まちの遊民社 ☎(88)9036